「同条第十七項」を「同条第十五項」に改め、同条第十九項を同条第十八項とする改正規定中「同条第十九項を同条第十八項」を「同条第十七項を同条第十六項」に改め、同条第二十項を同条第十九項とする改正規定中「同条第二十項を同条第十九項」を「同条第十八項を同条第十七項」に改め、同条第二十一項第一号の改正規定中「同条第二十一項第一号中「第二十三項及び第二十四項」を「第二十二項及び第二十三項」を「同条第十九項第一号中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十項及び第二十一項」に改め、同項を同条第二十項とする改正規定中「同条第二十項」を「同条第十八項」に改め、同条第二十二項の改正規定中「同条第二十四項」を「第二十三項」に、「第二十項第二号」を「第十九項第二号」を「同条第二十項中「第二十二項」を「第二十一項」に、「第十八項第二号」を「第十七項第二号」に改め、同項を同条第二十一項とする改正規定中「同条第二十一項」を「同条第十九項」に改め、同条第二十三項の改正規定中「同条第二十二項」を「同条第二十項」に改め、同条第二十二項とする改正規定中「同条第二十二項ただし書」を「同条第二十二項ただし書」に改め、同項を同条第二十三項とする改正規定中「同条第二十四項ただし書」を「同条第二十二項ただし書」に改め、同項を同条第二十四項とする改正規定中「同条第二十三項」を「同条第二十一項」に改め、同条第二十五項を同条第二十四項とする改正規定中「同条第二十四項」を「同条第二十三項を同条第二十二項」に改め、同条第二十六項を同条第二十五項とする改正規定中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、同条第二十七項を同条第二十六項とする改正規定中「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とする改正規定中「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改め、同条第二十八項を同条第二十七項とする改正規定中「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に改め、同項を同条第二十八項とする改正規定中「同条第二十八項中「第四十三項」を「第四十一項」を「第四十一項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第二十七項とする改正規定中「同条第二十七項」を「同条第二十五項」に改め、同条第二十九項を同条第二十八項とする改正規定中「同条第二十九項を同条第二十八項」を「同条第二十七項を同条第二十六項」に改め、同条第三十項の改正規定中「同条第二十五項及び第二十六項」を「第二十四項及び第二十五項」を「同条第二十八項中「第二十三項及び第二十四項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第二十九項とする改正規定中「同条第二十九項」を「同条第二十七項」に改め、同条第三十一項を同条第二十八項」に改め、同条第三十二項を同条第二十九項を同条第三十項」を「同条第二十八項」に改め、同条第三十一項を同条第二十九項」に改め、同条第三十二項を同条第三十一項」を「同条第三十項を同条第二十九項」に改め、同条第三十三項を削る改正規定中「同条第三十三項」を「同条第三十一項」に改め、同条第三十四項の改正規定中「同条第三十四項」を「同条第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とする改正規定中「同条第三十項」に改め、同条第三十五項を同条第三十三項」を「同条第三十一項」に改め、同条第三十六項を同条第三十四項とする改正規定中「同条第三十六項を同条第三十四項」を「同条第三十二項」に改め、同項を同条第三十七項の改正規定中「同条第三十五項」を「同条第三十三項」に改め、同項を同条第三十八項の改正規定中「同条第三十六項」を「同条第三十四項」に改め、同項を同条第三十九項とする改正規定中「同条第三十七項」を「同条第三十五項」に改め、同条第四十項を削る改正規定中「同条第三十八項」を「同条第三十六項」に改め、同項の次に二項を加える改正規定中同条第三十九項を同条第三十七項とし、同条第四十項を同条第三十八項とし、同条第四十三項を同条第四十一項とする改正規定中「第三十九条の七第四十一項」を「第三十九条の七第四十一項を同条第三十九項」に改め、同項を同条第四十二項とする改正規定中「同条第四十二項」を「同条第四十項」に改め、同条第四十五項の改正規定中「同条第四十三項」を「同条第四十一項」に改め、同項を同条第四十四項とする改正規定中「同条第四十四項」を「同条第四十二項」に改め、同条第四十六項を同条第四十四項とする改正規定中「同条第四十六項」を「同条第四十四項」に改め、同条第四十七項から第四十九項までを「同条第四十五項から第四十七項まで」に改める。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第一項第三号の改正規定中「第三十九条の十の三第一項第三号」を「第三十九条の十の三第三項第三号」に改め、同条第二項第一号ロの改正規定中「同条第二項第一号ロ」を「同条第四項第一号ロ」に、「特別事業再編対象法人」を「株式交付子会社」に改める。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第三十九条の十三の二第二十一項の改正規定中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同条第三十四項の改正規定中「同条第三十四項」を「同条第三十八項」に改める。

第三条のうち租税特別措置法施行令第三十九条の十九第十五項の改正規定中「第九項前段」を「第九項」に、「第八項前段」を「第八項」に改める。

第三条のうち租税特別措置法施行令第三十九条の二十の八第十一項の改正規定中「第八項前段」を「第八項」に、「第七項前段」を「第七項」に改める。

第三条中租税特別措置法施行令第三十九条の二十の九の改正規定の次に次のように加える。

第三十九条の二十三の二第一項及び第二項を次のように改める。

法第六十六条の十一の四第二項第二号ハに規定する政令で定める金額は、認定事業適応法人（同条第一項に規定する認定事業適応法人をいう。以下この条において同じ。）の適用事業年度（法第六十六条の十一の四第一項に規定する適用事業年度をいう。第五項において同じ。）前の事業年度で同条第三項の規定の適用を受けた各事業年度（以下この項において「過去通算適用事業年度」という。）の次に掲げる金額の合計額とする。

一　当該過去通算適用事業年度における各特例十年内事業年度（法第六十六条の十一の四第四項に規定する特例十年内事業年度をいう。以下この条において同じ。）において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額（同項に規定する特定超過控除対象額をいう。第七項及び第八項において同じ。）の合計額

二　イに掲げる金額にロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額の合計額

イ　次に掲げる金額の合計額

(1)　当該過去通算適用事業年度における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額（法第六十六条の十一の四第四項に規定する非特定超過控除対象額をいう。(2)及び次項において同じ。）

(2)　当該過去通算適用事業年度終了の日において当該認定事業適応法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における各特例十年内事業年度（(1)の各特例十年内事業年度終了の日に終了するものに限る。）において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

ロ　イ(1)に掲げる金額の計算の基礎となつた当該認定事業適応法人の投資額残額（法第六十六条の十一の四第四項第二号に規定する投資額残額をいう。以下この条において同じ。）から当該金額の計算の基礎となつた同項第五号イに掲げる金額を控除した金額

ハ　イ(1)に掲げる金額の計算の基礎となつた法第六十六条の十一の四第四項第五号に掲げる金額

2　法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項第二号イに規定する政令で定める金額は、同号イに規定する当初申告の場合における同項の通算法人の特例通算欠損事業年度（同条第一項第二号ハ(2)に規定する特例通算欠損事業年度をいう。以下この項において同じ。）の非特定超過控除対象額（以下この項において「当初申告非特定超過